

2026年4月1日

お客さま各位

しまなみ信用金庫
広島信用金庫
呉信用金庫
広島みどり信用金庫

広島県内4信金共同企画

SDGs 寄付型定期預金「未来へつなぐ」の新規取扱開始について

平素は、当金庫業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、広島県内4つの信用金庫(しまなみ信用金庫・広島信用金庫・呉信用金庫・広島みどり信用金庫)では、令和8年4月1日(水)より、お客さまの社会貢献活動の支援を目的とした『SDGs寄付型定期預金「未来へつなぐ」』の新規取扱を開始しましたので、お知らせいたします。

記

1. 概要

本商品は、広島県内4つの信用金庫が、取扱期間内にお預入れいただいた定期預金総額(令和9年3月末時点の残高)の0.01%ずつ(公財)ひろしまこども夢財団へ寄付を行うものです。

2. 商品内容(しまなみ信用金庫 取扱商品概要)

お取扱期間	令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
対 象	個人・個人事業主・法人(非課税法人・金融機関・任意団体・公金除く)
募集総額	30億円 ※募集総額に達した場合はお取扱いを終了します。
名 称	SDGs 寄付型定期預金 「未来へつなぐ」
預入期間	1年
金 利	店頭表示金利+0.20% ※4月1日時点 年0.560%
預入金額	10万円以上1,000万円未満 ※法人は500万円以内
寄付について	お預かり金額の0.01%を、ひろしまこども夢財団に寄付します。 寄付者は当金庫であり、お客さまは寄付控除の対象となりません。
そ の 他	新規でのお預けに限ります。

以 上

お問合せ先

しまなみ信用金庫 営業統括部

TEL 0848-62-7113 (TEL 受付: 平日10時~16時)



広島県4信金合同企画 定期預金
 本定期預金販売額の0.01%に相当する金額を
 ひろしまこども夢財団に寄付します。(寄付金は当金庫負担)

しまなみしんきん

SDGs寄付型定期預金

未来へつなぐ

店頭
表示金利

金利上乘せ!!

募集総額

30
億円

十年 0.20%

お預入れ金額：新規で10万円以上1,000万円未満

お預入れ期間 1年

お取扱い期間

令和8年4月1日[※]～令和9年3月31日[※]

お客様の定期預金が未来を担う子どもたちの支援に役立ちます



しまなみ信用金庫



SDGs 寄付型定期預金

未来へつなぐ



お取り扱い期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

お取り扱い期間中であっても、募集総額 30 億円に達した場合、お取扱いを終了させていただきます。

お預け入れいただける方

個人・個人事業主・法人（株式会社・有限会社・合名会社・合資会社）の方。

※任意団体・金融機関・非課税法人・公金は対象外

寄付内容

販売金額の 0.01% を、公益財団法人「ひろしまこども夢財団」に広島県 4 信金連名で寄付します。

広島県 4 信金とは、しまなみ信用金庫・広島信用金庫・呉信用金庫・広島みどり信用金庫。

※寄付金は当金庫が負担いたします。寄付者は当金庫であり、お客さまは寄付控除の対象となりません。

ご預金の種類

スーパー定期（元金または元利金の自動継続）

お預入れ形式

総合口座、通帳形式、証書形式 ※総合口座へお預入れの場合、総合口座の担保とすることができます。

お預入れ期間

1 年

お預入れ金額

新規で 10 万円以上 1,000 万円未満（1 円単位）ただし法人は 500 万円以下

※本商品へのお預入れは、お一人さま（一社）1 店舗のみとさせていただきます。

適用利率

スーパー定期（1 年）の店頭表示金利 + 年 0.20%

※上乗せ金利は、初回満期日までの適用となります。

※継続時は、継続日におけるスーパー定期（1 年）の店頭表示利率で自動継続させていただきます。

※店頭表示利率については、店頭でご確認ください。

税金

分離課税（マル優のお取扱いができます）。

※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。

法人は総合課税

この商品の苦情処理措置・紛争解決措置について

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9 時～ 17 時、電話：0120-73-4073（フリーダイヤル））にお申し出ください。

紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9 時～ 17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他

・新規にお預け入れいただく資金に限らせていただきます。

・現在、当金庫にお預け入れいただいている定期預金からの振替は対象外となります。